

## 新左京区基本計画 素案からの主な追加，修正箇所

- 2 ページ「(4) 計画の位置づけ」を追加
  - ・新左京区基本計画の位置づけについて，図とあわせて記載
  
- 3～5 ページ「2 左京区の概況」を追加
  - ・左京区の成立，地勢・自然環境，歴史・文化，人口動向について，地図や図表データ等もあわせて記載
  
- 7 ページ「4 新左京区基本計画の概要」を修正
  - ・取組指針を「まちづくりの目標」に修正
  
- 8 ページ「まちづくりの3つの目標」と「まちづくりに45の取組」を追加
  - ・取組内容の一覧表を記載
  
- 9～23 ページ「まちづくりの目標と取組」に「具体的な取組例」を追加
  - ・取組について、より具体的な取組を記載
  
- 11 ページ (3) 歩きやすいまちの文言修正 ※都市計画局の修正依頼
  - ・(修正前)「…交通利便性に関しては，まだ遅れている点があります。」  
→ (修正後)「…交通利便性に関しては，更なる向上を図る必要があります。」
  - ・(修正前)「…高齢化や安心・安全といった観点からも，新たに交通体系を考えることが必要です。」  
→ (修正後)「…高齢化や安心・安全といった観点からも，公共交通の充実が必要です。」
  - ・(修正前)「…安心して歩き回ることのできるまちづくりが求められています。」  
→ (修正後)「…安心して歩くことのできるまちづくりが求められています。」
  
- 11 ページ (3) 歩きやすいまちの項目の位置づけ修正 ※都市計画局の修正依頼
  - 「安心・安全を守るための交通体系を検討します。」については，行政がすることよりも，区民と行政・事業者・大学等がすることに位置づけられるものである。

● 12 ページ (4) 自然と調和した都市基盤整備の文言追加 ※都市計画局の修正依頼

- ・…豊かな自然や良好な農林業環境の保全と既存集落における地区計画制度の活用等による…

(都市計画局の見解)

市街化調整区域における地区計画は、既存集落が抱える課題を解決する制度のひとつであるため、「既存集落における」という文言を加えること。

● 16 ページ (3) 観光

- ・国際交流に関する部分を22ページの(5) 交流・共生へ移動

● 19 ページ (1) こども

- ・(修正前) 行政がすること「子どもが施設で学べる仕組みづくりを進めます。」  
→ (修正後) 行政がすること「出産・育児やこどもの学びを支援します。」
- ・「●子どもを安心して産み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます」を追加

● 20 ページ (2) 高齢者の文言修正

- ・(修正前) 「…地域全体で顔の見える人間関係を作り上げることが重要です。」  
→ (修正後) 「…地域全体で顔の見える関係づくりを進めることが重要です。」

● 23 ページ (5) 交流・共生

- ・「外国人登録者の国籍は京都市の中で最も多い100か国を超えています。」の記述を追加
- ・行政がすること「●区内にらす外国人との文化交流を図ります。」を追加

● 24 ページ「具体的な取組例の箇所図」を追加

- ・具体的な取組例の一部の箇所図を新たに記載

● 25 ページ「6 地域別の目標」を追加

- ・地域別の目標をこれまでの円卓会議での意見を踏まえて記載

● 26～27 ページ「7 新左京区基本計画策定の経緯」の記述追加

- ・次代の左京まちづくり会議の開催状況と意見募集について追加

● 28 ページ「8 新左京区基本計画の推進について」を追加

- ・計画の推進について追加